

議案第 87 号

関市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部改正について

関市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年 1 2 月 2 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

関市道の駅ラステンほらど洞戸物産館及び関市道の駅むげ川むげ川農林産物直売所の使用料を改定するため、この条例を定めようとする。

## 関市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例

関市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例(平成6年関市条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表第1建物の部28の項中「144,910円」を「195,000円」に改め、同部29の項中「171,180円」を「342,000円」に改める。

### 附 則

この条例は、令和5年1月1日から施行する。